

転出届（郵送用）

市区町村名 _____ 長 _____ 申請日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者氏名 (自署)	連絡先 (E-mail可)
---------------	------------------

- ※ 申請者は、異動者本人または今までの住所の世帯主となります。
- ※ 連絡先は、平日の昼間に連絡がとれる電話番号又はE-mailアドレスを記入してください。
- ※ 転出証明書の再交付申請の場合は、新しい住所は以前申請したときの住所を記載し、紛失した旨を下記の備考欄にご記入ください。

今までの住所	アパート・マンション名
	世帯主氏名
新しい住所	アパート・マンション名
	世帯主氏名
新しい住所に住みはじめた日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

異動する人（申請者も含めて書いて下さい）

氏名	生年月日	今までの住所の世帯主との続柄	本籍地	★マイナンバーカード又は、住基カード
	大昭 . . 平令 . .			有 . 無
	大昭 . . 平令 . .			有 . 無
	大昭 . . 平令 . .			有 . 無
	大昭 . . 平令 . .			有 . 無

備考欄（例：転出証明書を失くしました等）

同封するもの

- ・ 返信用封筒（あて先、氏名を記入）と84円切手（速達の場合は344円）
 - ・ 本人確認書類のコピー（例：運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
 - ・ 今までの住所の市役所で発行されているもの（例：国民健康保険証、印鑑登録証等）
- <国外転出>既に出国している場合は、パスポート（身分事項の面と出国印の面）のコピー
- ※個人の状況によって必要なものが異なる場合があります。詳しくは、今までの住所地へお尋ね下さい。

★マイナンバーカード又は、住基カードをお持ちの方で下記の項目に全て当てはまる方はカードでの転出手続きが出来ます。この場合、紙の転出証明書は発行されません。処理が終わり次第、連絡先にご連絡しますのでカードを持参して転入先で転入手続きを行って下さい。
↓マイナンバーカード



- 日本国内での異動である。
 - 転出の申請書は新しい住所に住み始める日から14日以内に必ず着くように今までの住所地の市区町村に送ることができる。
 - カードの有効期限が有効期限内である。
 - 新しい住所に住み始める日から14日以内に転入先の市役所で手続きができる。
- カードでの手続きを 希望します 希望しません
 ※チェックが無い場合は「希望しません」と見なします。

裏面もご覧ください。

郵送による転出届について

【転出転入手続きの概要】

住民票を市区町村外に移すには、必ず

1. 従来の住所地の市区町村役場に転出届を行い、※「転出証明書（紙）」の交付を受ける
2. 新しい住所地の市区町村役場に※「転出証明書（紙）」を添付して転入届を行う

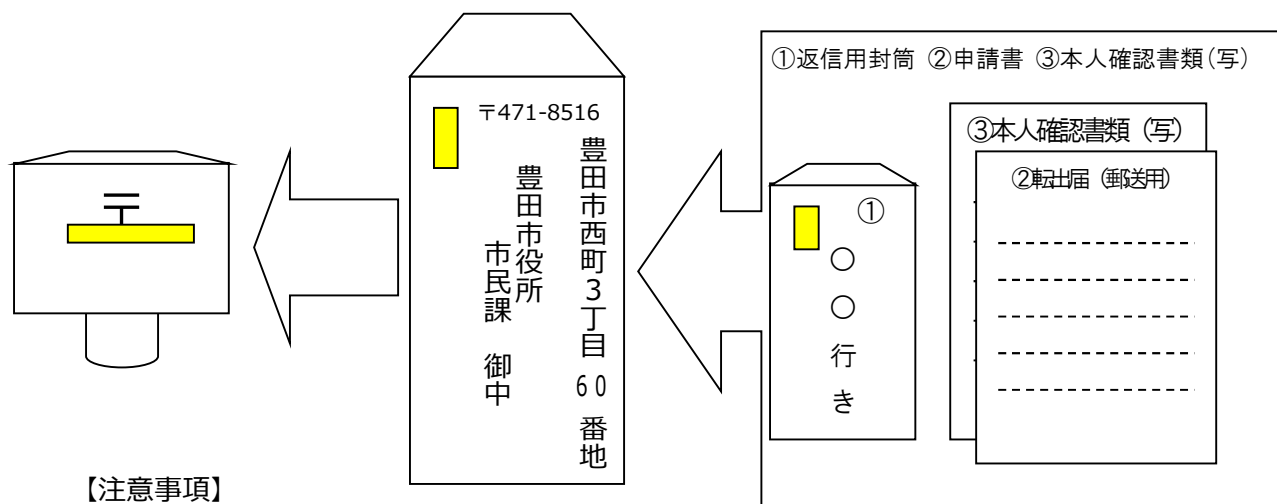
と新旧両方の役場に届け出る必要があります。

※「転出証明書（紙）」はマイナンバーカードや住基カードを利用した転出届の場合、交付されません。転出届後にカードを持参して転入先で転入手続きを行って下さい。

【郵送で転出届を豊田市へ出す場合の手順】

- 1 豊田市役所市民課に以下のものを郵送します。

[郵送先住所] 〒471-8516 豊田市西町3丁目60番地



【注意事項】

- ※ 返信用封筒は、返信先の住所・氏名を記入し、84円切手を貼っておいてください
- ※ 豊田市で交付を受けた証明書（印鑑登録証<印鑑登録カード>・国民健康保険証など）があれば、同封してください。
- ※ 本人確認できる書類（運転免許証または健康保険証と年金手帳など）のコピーも入れてください。

- 2 返信用封筒にて、豊田市役所から「転出証明書」の郵送があります。

- 3 郵送された「転出証明書」と印鑑・本人確認書類等を持参して、新住所地の市区町村役場に転入届をします。

裏面もご覧ください。